

<市第 92 号議案説明資料>

## 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の制定

### 1 趣旨

平成24年第2回市会定例会において「寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（NPO法人）を指定するための基準、手続等を定める条例」が制定され、8月から施行いたしました。施行から現在までに5法人から申出がありました。

各法人について指定基準等に基づき審査を行ったところ、全ての法人について、基準に適合すると認められたため、当該法人を条例で個別に指定します。

### 2 条例の概要

寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を条例で明らかにするため、NPO法人の名称、主たる事務所の所在地等を定めます。

### 3 条例で個別に指定する法人

NPO法人の名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2
特定非営利活動法人ぱれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号
特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ <sup>アーブル</sup> 樹	金沢区富岡東一丁目10番12号
特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町25番地の1

※各法人の概要については別紙1、指定基準の適合については別紙2、指定基準のうち公益要件の適合については別紙3をそれぞれ参照。

※本条例の制定と同時に市税条例の一部を改正します。（財政局税制課所管。別紙4参照）

## 4 根拠法令

### ○地方税法第314条の7第1項第4号

市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

四 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

### ○地方税法第314条の7第3項

第1項第4号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

法人名	特定非営利活動法人 ろばと野草の会	特定非営利活動法人 ぱれっとの会	特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ樹(アープレ)	特定非営利活動法人 アクションポート横浜
代表者の氏名	瀬戸 英治	金子 千英子	泉 一弘	關 富美子	昌子 住江、裏 安、岡部 友彦
主たる事務所の所在地	中区松影町3丁目11番地2 三和物産ビル3F	鶴見区鶴見中央 三丁目26番14号	戸塚区深谷町1411番地5	金沢区富岡東 一丁目10番12号	中区山下町25番地の1 上田ビル501号 株式会社地域計画研究所内
設立年月日	平成17年7月1日	平成15年1月24日	平成20年4月1日	平成13年10月15日	平成20年12月18日
定款に記載されている目的	子どもからお年寄りまでの「心の健康」について考え、誰もが住みやすい地域づくりをめざし、また、精神障がい者の自立を支援すると共に、地域精神保健福祉に関する普及啓発活動や精神障がい者の社会参加を促進する事業を行い、精神保健福祉の向上に寄与すること	横浜市内に居住する精神障害者が、地域で無理なく生活するため、障害福祉サービス事業を行うとともに、精神障害に関する問題を考えるための啓発・広報活動等を行うことによって、保健、医療又は福祉の増進に寄与すること	近隣住民に対して、必要とされる支えあい支援に関する事業を住民が主体となって行い、様々な関係者と共に、誰もが尊厳を持って生き生きと心豊かに暮らしていくことができる地域づくりを図り、もって公共の福祉に寄与すること	地域社会において健康推進保健活動を進めながら、自らの生活技術を役立てることを通して、高齢者、障害者、その他手助けを必要とする人に対して、相互扶助の精神に基づき、自主運営の働き方をもって、安心して心豊かに暮らせる地域福祉の向上に寄与すること	横浜に関わるNPO、企業、大学、行政等の異なる性格の組織が、対等に集い連携できる場を形成し、かつ、多様な人材を育成し地域参加の機会を創出することをもって、地域の様々な課題の解決を促し、環境に配慮した都市づくり、多様な文化・属性をもつ人たちの生活や人権が保障される共生社会づくり、市民が支える地域社会づくりの実現に寄与すること
活動分野	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 人権の擁護または平和の推進を図る活動 4 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 4 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 環境の保全を図る活動 4 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 5 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	1 障害福祉サービス(地域活動支援センターの3か所運営) 2 精神障がい者地域生活支援事業(グループホーム・ケアホーム2か所の運営) 3 精神保健福祉に関する普及啓発事業(会報の発行) 4 精神障がい者の社会参加に関する事業(公演会の開催等) 5 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	1 障害福祉サービス事業(地域活動支援センターの3か所運営、指定共同生活介護・援助1か所) 2 精神障害の福祉に関する啓発・広報事業(研修事業、会報誌発行)	1 地域づくりの企画・運営及び地域住民の交流に関する事業(サロン事業、マイショップ事業、文化交流事業、地域運営支援事業) 2 地域住民の学びに関する事業(カレッジ事業) 3 情報・相談に関する事業(情報収集・発信事業、相談事業) 4 地域人材発掘・養成に関する事業(地域コーディネータ養成事業、地域人材発掘事業) 5 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	1 健康推進保健事業 2 家事・介護・介助・保育等に関する生活支援サービス事業 3 介護保険法に基づく訪問介護事業 4 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業 5 介護保険法に基づく通所介護事業 6 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業 7 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 8 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 9 横浜市の委託事業(在宅での家事、介護、育児) 10 活動ホーム(障害者の作業所)食事づくり事業 11 配食サービス事業(食事づくりが困難な方への昼食の配食) 12 本会の事業及び活動を発展させるための広報事業(会報誌の発行) 13 その他、目的を達成するために必要な事業	1 市民や組織の連携により、新たな事業やシステムを創造するためのプロジェクト(NPOと企業のマッチングを図るための交流企画、企業や市民の社会参加の場を創る横浜サンタプロジェクトの実施、横浜型コミュニティサイクル「baybike」の運営協力) 2 市民や市民活動団体の地域の課題解決や、そのための組織運営を支援するプロジェクト(ヨコハマ市民まち普請事業) 3 市民活動や地域の課題解決に関する相談とコーディネート 4 市民活動や地域の課題解決に関する情報提供と問題提起(ホームページの運営) 5 市民活動や地域の課題解決に関する政策提案(協働の新たなステージへの環境創出事業への参加) 6 市民活動や地域の課題解決に関する人材の発掘と育成(NPOインターンシップ等) 7 上記事業を推進するための、創造と連携の拠点づくりと運営 8 その他、目的を達成するために必要な事業
活動地域	中区	1 障害福祉サービス事業:鶴見区 2 精神障害の福祉に関する啓発・広報事業:市内全域	戸塚区	1 上記10以外の事業: 磯子区、港南区、金沢区 2 上記10の事業:中区	市内全域
収支の概要	【平成22年度】 収入合計 ¥119,078,677.- 支出合計 ¥113,507,130.- 収支差額 ¥5,571,547.-  【平成23年度】 収入合計 ¥117,322,840.- 支出合計 ¥109,283,925.- 収支差額 ¥8,038,915.-  【平成24年度(予算)】 収入合計 ¥116,999,708.- 支出合計 ¥115,771,175.- 収支差額 ¥1,228,533.-	【平成22年度】 収入合計 ¥99,771,305.- 支出合計 ¥102,543,718.- 収支差額 -¥2,772,413.-  【平成23年度】 収入合計 ¥103,671,320.- 支出合計 ¥103,079,658.- 収支差額 ¥591,662.-  【平成24年度(予算)】 収入合計 ¥122,649,744.- 支出合計 ¥118,945,284.- 収支差額 ¥3,704,460.-	【平成22年度】 収入合計 ¥10,099,346.- 支出合計 ¥10,169,164.- 収支差額 69,818.-  【平成23年度】 収入合計 ¥10,765,297.- 支出合計 ¥10,809,452.- 収支差額 -¥44,155.-  【平成24年度(予算)】 収入合計 ¥9,562,400.- 支出合計 ¥9,259,280.- 収支差額 ¥303,120.-	【平成22年度】 収入合計 ¥77,677,726.- 支出合計 ¥73,501,623.- 収支差額 ¥4,176,103.-  【平成23年度】 収入合計 ¥89,201,961.- 支出合計 ¥90,405,169.- 収支差額 -¥1,203,208.-  【平成24年度(予算)】 収入合計 ¥83,159,023.- 支出合計 ¥80,563,366.- 収支差額 ¥2,595,657.-	【平成22年度】 収入合計 ¥18,123,878.- 支出合計 ¥18,418,522.- 収支差額 -¥294,644.-  【平成23年度】 収入合計 ¥34,249,328.- 支出合計 ¥32,492,421.- 収支差額 ¥1,756,907.-  【平成24年度(予算)】 収入合計 ¥47,420,000.- 支出合計 ¥47,420,000.- 収支差額 ¥0.-
資産、負債等の概要	【平成23年度末】 資産合計 ¥48,423,031.- 負債合計 ¥22,928,989.- 正味財産合計 ¥25,494,042.-	【平成23年度末】 資産合計 ¥37,233,624.- 負債合計 ¥2,786,221.- 正味財産合計 ¥34,447,403.-	【平成23年度末】 資産合計 ¥2,334,532.- 負債合計 ¥0.- 正味財産合計 ¥2,334,532.-	【平成23年度末】 資産合計 ¥36,727,603.- 負債合計 ¥14,061,756.- 正味財産合計 ¥22,665,847.-	【平成23年度末】 資産合計 ¥9,128,754.- 負債合計 ¥4,512,912.- 正味財産合計 ¥4,615,842.-

	要件	確認した書類等	判定(括弧内は、備考)				
			特定非営利活動法人 らぼと野草の会	特定非営利活動法人 ぱれっとの会	特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ ドリーム	特定非営利活動法人 ワーカーズ・ コレクティブ樹	特定非営利活動法人 アクションポート横浜
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ、冊子等	適合	適合	適合	適合	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	■認定履歴による確認	適合	適合	適合	適合	適合
指定基準3 (公益要件)	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【別紙3】参照	適合	適合	適合	適合	適合
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること						
	(i) ア 役員の数にうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内訳一覧	適合	適合	適合	適合	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内訳一覧	適合	適合	適合	適合	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること	■定款 ■総会議事録	適合	適合	適合	適合	適合
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合	適合	適合 (給与支給対象者なし)	適合	適合
(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合	適合	適合 (給与支給対象者なし)	適合	適合	
指定基準5	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						
	(i) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット等 ■事務所掲示物	適合	適合	適合	適合	適合
	イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット等 ■事務所掲示物	適合	適合	適合	適合	適合
	ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット等 ■事務所掲示物	適合	適合	適合	適合	適合
(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与台帳 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■役員報酬規程 ■年間役員名簿 ■収支計算書	適合 (役員報酬なし)	適合 (役員報酬なし)	適合 (役員報酬なし、 給与支給対象者なし)	適合	適合 (役員報酬なし)	
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること						
	(i) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合	適合	適合	適合	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—					
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—					
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	—					
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—					
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—					
カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—						
指定基準7	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合	適合	適合	適合	適合
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合	適合	適合	適合	適合
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	適合	適合	適合	適合	適合
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない						
	ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合	適合	適合
	イ 認定又は仮認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合	適合	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合	適合	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反し又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合	適合	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合	適合	適合	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合	適合	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合	適合	適合
	(4) 仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合	適合	適合	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合	適合	適合	適合	適合
	(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合	適合	適合	適合	適合
	(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合	適合	適合	適合	適合
	(8) 次のいずれかに該当する法人						
ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合	適合	適合	適合	
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合	適合	適合	適合	
備考1	縦覧期間中(8月21日～9月20日)の市民からの各法人に対する意見	—	無し	無し	無し	無し	
備考2	法人の主たる事務所における実態確認調査日	—	平成24年8月30日	平成24年8月31日	平成24年8月27日	平成24年8月28日	平成24年9月7日

指定申出法人の指定基準3(公益要件)の詳細について

◎指定基準3:地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること (※次のア及びイを満たすこと)

要件	確認した書類等 ※確認書類は、法人によって異なる	法人による説明内容(要約)				
		特定非営利活動法人 ろばと野草の会	特定非営利活動法人 ぱれっとの会	特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ ドリーム	特定非営利活動法人 ワーカーズ・ コレクティブ樹	特定非営利活動法人 アクションポート横浜
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である ※次の(ア)から(オ)の項目を総合的に判断						
(ア)法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金交付決定通知書、交付確定通知書等</li> <li>■委託契約書</li> <li>■協働協定書</li> </ul>	横浜市地域活動支援センター事業実施要綱に基づき、地域活動支援センター精神障害者地域作業所型(3カ所)を運営している。	横浜市地域活動支援センター精神障害者地域作業所型運営費補助金・障害者グループホーム運営費補助金の交付決定を受け、事業を実施している。	戸塚区の「地域のつながり・絆」づくりの推進を目的とした「戸塚区地域の居場所づくり支援事業」の補助金を受け、活動を実施している。	横浜市の委託事業として、「横浜市高齢者ホームヘルプ事業」「横浜市難病患者等ホームヘルパー派遣事業」「横浜市産前産後ケア事業」「横浜市母子家庭等日常生活支援事業」を実施している。	「横浜市市民活動支援センター自主事業」、「ヨコハマ市民まち普請事業」の受託をし、横浜市と協働で運営している。
(イ)事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定款等</li> <li>■過去の事業報告書、収支計算書</li> <li>■法人提出の事業計画、収支予算書、人員体制</li> <li>■総会の議事録</li> </ul>	事業計画及び資金計画については、地域の社会福祉や医療、法人運営などに見識を有する人員により構成される施設長会、事務局会、運営委員会、理事会、社員総会の各機関において立案、審議、決議を経て執行している。また、長年にわたり、安定した収支、財政基盤を確立している。	補助金や助成金を有効に活用し、各事業所に職員を雇い入れ事業の継続性を担保している。また、毎年度の事業収支についても安定して推移している。	・平成23年度末時点での負債はなし。 ・新事業を創出、企画、展開することを予定している。 ・今後の収支は、サロン事業収入等を軸に安定して推移していくことを見込んでいる。	・発足後、年を追って事業内容を増やしており、介護保険事業など公的サービスにも参入したことで安定した収入を得ている。 ・会員は、継続して在籍している者に新規加入者が加わり、80名に及んでいる。	・運営資金に関して企業からの複数年の協働事業の委託を受けている。また、今後も、企業や行政の協働プロジェクト等からも資金獲得を目指している。 ・横浜サンプラザプロジェクト、NPOインターンシップ事業等は、自主的な財源で継続して運営が可能である。
(ウ)受益の機会が一般に開かれていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パンフレット、チラシ、ホームページ、会報誌等</li> </ul>	地域活動支援センターは、障害福祉の案内冊子や医療機関などへの周知により、広く利用を呼びかけている。講演会や映画上映会については、チラシの配布やポスターの掲示により、参加者に制限を設けずに呼びかけている。	事業所の利用については市内各区役所やホームページなどで利用者を募集している。また、啓発活動における研修会なども紙媒体やホームページなどで広く呼びかけを実施している。	・事業活動をホームページで公開しており、サロンの利用者には、制限を設けていない。	・利用希望者向けの案内は、ホームページ、チラシ等で公開しており、利用者には制限を設けていない。	・利用者は、限定していない。 ・広く市民に開かれたサービスを提供している。
(エ)自主的・自発的に独立して行われていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■過去の事業報告書、収支計算書</li> </ul>	会報誌の発行、映画上映会の開催、電話相談などの事業は、行政等からの助成を受けずに実施している。	啓発活動として精神保健に関する研修会を年に2回、行政からの支援は受けず、法人独自に企画し、開催している。	文化交流事業、地域運営支援事業、カレッジ事業、情報収集・発信事業、相談事業等の事業は、行政等の助成を受けず、独立して運営している。	家事・介護・介助・保育等に関する生活支援サービス事業、活動ホーム食事づくり事業、配食サービス事業は、行政等の助成を受けず、独立して運営している。	横浜サンプラザプロジェクト、NPOインターンシップ事業等は、行政等の委託に頼らず、自主的な事業の運営を行っている。
(オ)その他、市民の利益に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定款、機関紙、ホームページ、パンフレット等</li> </ul>	横浜総合高等学校防災拠点運営委員会や寿地区地域保健計画推進委員会などに職員を派遣することで、地域の防災対策や福祉の充実に寄与している。	障害当事者の社会参加をとおして、社会全体のバリアフリーを目指すことは、市民それぞれが生きやすい社会の実現を目指すことにつながっている。	サロンの利用者には、定期的に利用するリピーターも多く、地域住民の交流の場として定着している。また、利用者の方が突然利用されなくなると安否を問い合わせるなど、サロンスタッフが地域住民の見守り役も果たしている。	介護保険に基づく、訪問介護、居宅介護支援、通所介護、障害者自立支援法に基づく、居宅介護、重度訪問介護・同行援護、横浜市地域生活支援事業での移動支援で地域福祉を行っている。	・NPOや企業、大学等の多様なセクター間の連携を目的とした事業運営、相談対応、情報発信を通じて、地域の課題解決に貢献している。 ・インターンシップなどを通じて、学生や若者、社会人の社会参加を支援している。
イ 当該法人以外のものから支持されている実績があるもの						
(ア) 行政等から支持を受けている実績の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金交付決定通知書、交付確定通知書等</li> <li>■助成金審査結果通知書、決定通知書、受領書</li> <li>■委託契約書</li> <li>■協働協定書</li> <li>■ボランティア管理表</li> <li>■報告書</li> </ul>	①地域活動支援センター、グループホームの運営に対する横浜市からの補助金 (期間:平成22年4月1日～平成25年3月31日)	①地域活動支援センター、グループホームの運営に対する横浜市からの補助金 (期間:平成22年4月1日～平成25年3月31日)	①地域づくりの企画・運営及び地域住民の交流に関する事業に対する横浜市戸塚区役所からの補助金 (期間:平成22年4月1日～平成25年3月31日)	①横浜市高齢者ホームヘルプ事業、横浜市難病患者等ホームヘルパー派遣事業、横浜市産前産後ケア事業、横浜市母子家庭等日常生活支援事業を横浜市から受託 (期間:平成22年4月1日～平成25年3月31日) ※一部の委託事業は、平成24年4月1日～平成25年3月31日  ②神奈川県新しい公共支援事業「NPO提案型活動基盤強化事業」の支援対象者に選定 (期間:平成23年度)	①横浜市市民活動支援センター自主事業について横浜市市民局と協働 (期間:平成22年4月1日～平成25年3月31日)  ②コミュニティビジネス支援事業を横浜市経済観光局から受託 (期間:平成22年4月1日～平成23年3月31日)  ③市民活動きっかけレポートを横浜市市民局から受託 (期間:平成23年4月1日～平成24年3月31日)  ④ヨコハマ市民まち普請事業について横浜市都市整備局と協働 (期間:平成22年4月1日～平成25年3月31日)
(イ) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績		①精神障害福祉に関する普及啓発事業に対する株式会社リコー社会貢献クラブFreeWillからの助成 (期間:平成22年11月6日)  ②精神障害者の行う作業の指導、補助等に対する(一定時間以上の)無償ボランティアによる労働の提供 (期間:平成22年4月1日～平成24年3月31日)  ③地域活動支援センターの運営事業、精神保健福祉に関する普及啓発事業に対する、社会福祉法人 横浜市中区社会福祉協議会からの助成 (期間:平成22年4月1日～平成24年3月31日)	①障害福祉サービス各事業所への運営及び精神障害者の福祉に関する啓発・広報事業に対する鶴見ふれあい善意銀行からの助成 (期間:平成22年4月1日～平成25年3月31日)	①地域づくりの企画・運営及び地域住民の交流に関する事業に対する横浜市社会福祉協議会からの助成 (期間:平成22年4月1日～平成25年3月31日)	①家事・介護サービス活動に対する神奈川県共同募金会からの助成 (期間:平成22年4月1日～平成25年3月31日)  ②配食サービス事業に対する横浜市磯子区社会福祉協議会からの助成 (期間:平成22年4月1日～平成25年3月31日)	①横浜サンプラザプロジェクトについて企業(約30社)と協働 (期間:平成22年4月1日～平成25年3月31日)  ②横浜都心部コミュニティサイクル社会実験の運営について株式会社NTTドコモと協働 (期間:平成23年4月1日～平成25年3月31日)  ③人材育成事業に対する公益財団法人電通育英会からの助成 (期間:平成24年4月1日～平成25年3月31日)

## 横浜市市税条例の一部改正(新旧対照表)

※ 関係条文のみ抜粋

現行	改正案
<p>(寄附金税額控除の対象となる条例で定める寄附金)</p> <p>第29条の4の3 (第1項省略)</p>	<p>(寄附金税額控除の対象となる条例で定める寄附金)</p> <p>第29条の4の3 (第1項省略)</p> <p><u>2 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成 年 月横浜市条例第 号)別表の左欄に掲げる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(同欄に掲げる特定非営利活動法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内に支出されたものに限る。)とする。</u></p>
<p>(控除対象寄附金の指定手続等)</p> <p>第29条の4の4 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 控除対象寄附金を受領するもの又は控除対象寄附金の支出先である特定公益信託の受託者(以下「控除対象寄附金募集者」という。)は、毎年3月15日までに、前年中に寄附を受けた当該控除対象寄附金について、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 控除対象寄附金の寄附をした者(以下この項において「寄附者」という。)の氏名及び住所</p> <p>(2) 当該寄附者に係る控除対象寄附金の額</p> <p>(3) 当該寄附者に係る控除対象寄附金の受領年月日</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(第5項省略)</p>	<p>(控除対象寄附金の指定手続等)</p> <p>第29条の4の4 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 控除対象寄附金を受領するもの<u>若しくは</u>控除対象寄附金の支出先である特定公益信託の受託者(以下「控除対象寄附金募集者」という。) <u>又は</u>前条第2項の寄附金を受領する者は、毎年3月15日までに、前年中に寄附を受けた当該控除対象寄附金(同項の寄附金を含む。以下この項において同じ。)について、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 控除対象寄附金の寄附をした者(以下この項において「寄附者」という。)の氏名及び住所</p> <p>(2) 当該寄附者に係る控除対象寄附金の額</p> <p>(3) 当該寄附者に係る控除対象寄附金の受領年月日</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(第5項省略)</p>

(市民税の申告義務等)

第34条 (第1項から第4項まで省略)

(市民税の申告義務等)

第34条 (第1項から第4項まで省略)

5 第21条第1項第1号の者は、法第314条の7第1項(同項第4号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。